

社会福祉法人緑峰会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑峰会（以下、「本法人」）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が評議員会及び理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(常勤役員等の勤務報酬等)

第4条 本法人の給与規定に基づき給与の支給を受ける役員以外で週平均2日以上業務にあたる役員に対しては、別表4により、月額報酬を給与として支払うことができる。その際、第3条及び第4条の実費弁償費は支払わないものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、理事会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費

を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。なお、評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、理事会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が評議員会及び理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）等の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成23年11月1日より適用する。

平成26年5月21日一部改正

平成29年6月20日一部改正

令和4年3月29日一部改正